

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

#### 二 作業種類

公共測量（地形測量数値図化〔現地測量、車載写真レザ測量〕）

#### 三 作業地域

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所管内（久喜市菖蒲町大字大崎字中手城地先から同市大字北青柳字深町地先及び白岡市大字下大崎字屋敷回地先）

#### 四 作業期間

令和四年八月三十一日から令和四年十二月二十八日まで